

狭山市駅東西自由通路ポスターその他広告物掲示の取扱いに関する要綱

平成 22 年 12 月 24 日 市長決裁

改正 平成 28 年 12 月 14 日 市長決裁

改正 令和 4 年 1 月 11 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 この要綱は、狭山市駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）に掲示するポスターその他広告物（以下「ポスター等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲示の要件)

第 2 次の各号のいずれかに該当するポスター等は、掲示しない。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に掲げる営業に係るもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に掲げる貸金業の宣伝に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (6) その他掲示することが適当でないと市長が認めるもの

(掲示の条件)

第 3 つり下げパイプに掲示するポスター等の形状、材質については、次の各号のとおりとする。

- (1) 表面に著しい凹凸がないもの
- (2) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用していないもの
- (3) 著しい厚み、重さがないもの
- (4) 防炎性能を有しているもの
- (5) その他、通行に支障を及ぼすおそれのないもの

2 ショーケースに掲示するポスター等の形状、材質については、次の各号のとおりとする。

- (1) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用していないもの
- (2) その他、通行に支障を及ぼすおそれのないもの

(減免の要件)

第4 狭山市駅東西自由通路管理規則（平成22年規則第43号）第5条の規定に基づく使用料の減免申請は、市の事業又は市が協賛もしくは後援する事業に関するポスター等の場合に行うことができる。

(決定の方法等)

第5 市長は、狭山市駅東西自由通路管理規則（平成22年規則第43号）第3条に基づき申込みがあったときは、速やかに審査を行い、掲示の可否を決定するものとする。

2 募集期間に同一の掲示場所で2以上の申込みがあったときは、抽選により掲示者を決定する。

(審査機関)

第6 市長は、ポスター等の掲示の可否等を審査するため、狭山市駅東西自由通路ポスター等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、特に必要があると認めるときは、当該委員会の意見を聴き、可否等を決定するものとする。

2 委員会は、委員長に都市建設部長を、委員は都市建設部次長、建設総務課長、その他関係する所属長をもってこれに充てる。

3 前項のその他関係する所属長は、審査案件ごとに委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、都市建設部建設総務課において処理する。

(掲示者の責任)

第7 ポスター等の内容及び掲示における安全管理に関する責任は、掲示者が負うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。